

# 愛媛県報

発 行 **愛 媛 県** 

第2785号

平成28年6月28日火曜日 第2785号

◇ 目 次 ◇
告 示

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更		(税務課)	529
農用地利用配分計画の認可	(農産園芸課担い手	・農地保全対策室)	529
港湾施設の概要		(港湾海岸課)	529
指定居宅サービス事業者の指定	(東予	地方局地域福祉課)	530
指定居宅介護支援事業者の指定	(	" )	530
指定介護予防サービス事業者の指定(2件)	(	" )	530
指定居宅サービス事業の廃止	(	" )	531
指定介護予防サービス事業の廃止	(	" )	531
指定介護療養型医療施設の指定の辞退	(	" )	531
土地改良区役員の就退任の届出	(東予	地方局農村整備課)	531
土地改良区の定款変更の認可	(	" )	531
建設業者の許可の取消し	(	東予地方局管理課)	531
道路の区域変更(県道西条久万線)	(	" )	532
道路の供用開始( " )	(	" )	532
道路の区域変更(県道大島環状線)	(東予地方	局今治土木事務所)	532
土地改良区役員の就退任の届出	(中予地方	· 同農村整備第一課)	533
開発行為に関する工事の完了	(中予	地方局建築指導課)	533
公	告		
職業訓練指導員試験の実施		(労政雇用課)	533
生産事業者講習会の開催		(森林整備課)	533
<b>a</b>	報		
<b>晋培影饗評価方法書について</b>		(環境政策課)	534

告示

#### ○愛媛県告示第781号

愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号) 第3条第1項の規定により、平成28年6月12日次のとおり愛媛県県 税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

平成28年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定	売りさばき	人		変	更	事	項
番号	氏	名		新			IΒ
30	一般社団法人 愛媛県猟友会 西部支部 兵頭 武廣		2	売りさばき 西予市宇和 119 代表者 氏名 兵頭 武は 売りさばき 西予市宇和 119	町下川	2	売りさばき人住所 西予市宇和町伊延 東763 代表者氏名 金平 計廣 売りさばき所 西予市宇和町伊延 東763

## ○愛媛県告示第782号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) 第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひめ農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。 当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農業振興局農産園

芸課担い手・農地保全対策室において告示の日から2週間公衆の縦 覧に供する。

平成28年 6 月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 農用地利用配分計画の概要

	賃借	権(	)設	定等を受け	ける者	賃借権の設定等を	を受ける土地
E	名又	は名	称	住	所	所在及び地番	面積 ( m² )
大	西	秀	雄	愛媛県松L 541番地	山市津吉町	愛媛県松山市津吉町 527番ほか9筆	6 ,697 .93
常	盤		壮	愛媛県松L 2 - 8 -	山市古川西 1 - 202	愛媛県伊予郡松前町 大字恵久美字安松49 7番ほか5筆	6 296
重	Ш	唯	男	愛媛県伊 <sup>-</sup> 大字昌農	予郡松前町 内611番地	愛媛県伊予郡松前町 大字昌農内字教安寺 211番1ほか4筆	5 594

## 2 申請年月日

平成28年6月14日

## ○愛媛県告示第783号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、東予港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成28年 6 月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

種	類		位	置		数	量	及	び	能	カ
		起点	西条市今	在家1438							
道	D4		番		延長	35	9 5	メー	トル	,	
坦	路	終点	西条市今	在家1370	幅員	7	又0.	<b>-</b>	ル		
			番 2								

### ○愛媛県告示第784号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 平成28年6月28日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定居宅サービス事業者の	指	定	居	宅	Ħ	– t	こス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
指定居宅サービス事業者の名 称 又 は 氏 名	名				称	所		在		地	拍处平月口	リーこ人の種類
株式会社アコンプリシー	デイサー 拝	・ビスセン	ンター笑	学步会	西条神	愛媛県	西条市	神拝甲56	1番 1		平成28年 5 月14日	通所介護
株式会社アコンプリシー	ショート	ステイ	笑步会	. 西	条神拝	愛媛県	西条市	神拝甲56	1番 1		平成28年 5 月14日	短期入所生活介護

## ○愛媛県告示第785号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。 平成28年6月28日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

<b>化学兄学人雄士授事業老の夕</b> 称	指	定居	宇	介	護	支	援	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
指定居宅介護支援事業者の名称	名			称		所		在		地	拍处平月口	リーこ人の種類
株式会社悠遊社	株式会社	悠遊社	今治事業	所	愛	媛県今	治市美	<b>須賀町</b>	4丁目	1 番22号	平成28年5月1日	居宅介護支援

#### ○愛媛県告示第786号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。 平成28年6月28日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指名	定	介	護	予	防称	サ	—	Ľ	事 生	業	所地	指定年月日	サービスの種類
株式会社アコンプリシー	ショート	トスティ	′ 笑	步会	西条	 	愛	媛県西	条市		<b>番</b> 1		平成28年 5 月14日	介護予防短期入所 生活介護

## ○愛媛県告示第787号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定(同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成28年6月28日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の	指	定	介	護	予	防	サ	_	ビ	ス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
名 称 又 は 氏 名	名					称		所		7	玍		地	拍足牛月口	リーころの程規
株式会社悠遊社	デイサ・	- ビス	はなび	),			愛	媛県今	治市	美須賀	賀町 4	丁目	1 番22号	平成28年5月2日	介護予防通所介護
株式会社アコンプリシー	デイサ・ 拝	- ビス	セング	ター笑	步会	西条	神愛	媛県西	5条市	神拝日	甲561耆	番1		平成28年 5 月14日	介護予防通所介護

## ○愛媛県告示第788号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年6月28日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定居宅サービス事業者の	指	定	居	宅	Ħ	_	ビ	ス	事	業	所	廃 止 年 月 日	サービスの種類
名称又は氏名	名				称		所		在		地	## T T T	27 (37 )233
社会医療法人社団更生会	訪問看護	養ステ-	-ション	こま	ち	愛	媛県西	条市大	町303番	<b>計地 1</b>		平成28年 5 月31日	訪問看護

#### ○愛媛県告示第789号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年6月28日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護予防サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指名	定	介	護	予	防称	ָּדָּ	<b>一</b> 所	ビ		事	業	所地	廃止年月日	サービスの種類
社会医療法人社団更生会	訪問看護	ステー	-ショ	ン	こまさ	5	愛	媛県西	条市	大町3	03番均	也1		平成28年 5 月31日	介護予防訪問看護

#### ○愛媛県告示第790号

健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定を辞退する旨の届出があった。

平成28年6月28日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

指定介護療養型医療施設の開設者の	指	定	介	護	療	養	型	医	療	施	設	辞退年月日	サービスの種類
名称又は氏名 	名				称		所		在		地	H 应 千 万 口	クーレスの住類
医療法人 厚生会	新居浜山	内病院				愛姑	媛県新	居浜市?	徳常町(	6 番13年	를	平成28年 5 月31日	介護療養型医療施 設

#### ○愛媛県告示第791号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 西条市壬生川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任し た旨の届出があった。

平成28年6月28日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	稲井	隆博	西条市大新田177番地	

退任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	稲井	貞 義	西条市壬生川222番地 2	

## ○愛媛県告示第792号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、 西条市喜多台土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年6月28日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

## ○愛媛県告示第793号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成28年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(特 - 25)第7572号	平成25年 4月7日	㈱美保	村上 由香	今治市富田新港 1 - 2 - 8	平成28年 5月2日	鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 27)第10855号	平成27年 6月3日	(有)千葉建設	千葉 力	新居浜市萩生648 - 1	平成28年 5月9日	土木工事業電気工事業	建設業の廃止
(般 - 24)第16189号	平成24年 10月 4 日	余吾組	余吾 英二	西条市小松町新屋敷甲24 49 - 5	平成28年 5月10日	大工工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 24)第10661号	平成24年 6 月28日	演義建設(株)	濵本 義則	今治市東鳥生町 3 - 1 - 51	平成28年 5月16日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止
(般 - 24)第17073号	平成24年 9月12日	真鍋電設	真鍋 和弥	四国中央市金生町山田井 乙127 - 12	平成28年 5月18日	電気工事業	建設業の廃止
(般 - 27)第17623号	平成27年 12月 3 日	新興電機㈱	大西 英彦	四国中央市三島中央 1 - 1 - 85	平成28年 5月18日	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 23)第15961号	平成23年 6月16日	島本工務店	島本 晃	越智郡上島町岩城1569	平成28年 5月19日	土木工事業、建築工事業 とび・土工工事業 石工事業 石工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 24)第10495号	平成24年 4月26日	(有)渡辺建設	渡辺 和志	今治市吉海町仁江1054	平成28年 5月20日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 25)第16838号	平成26年 1月23日	(株)スカイピア	池本 恭徳	今治市小泉 4 - 6 - 55	平成28年 5月20日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 23)第12504号	平成24年 1月12日	ライフ設備	一柳 隆	四国中央市村松町478 - 17	平成28年 5月30日	土木工事業、管工事業 水道施設工事業 消防施設工事業	建設業の廃止

## ○愛媛県告示第794号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道』	路の種類	路線名	X	間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県	道	西条久万線	西条市西之川字老野丁211番10から		旧	メートル 13.6~15.6	キロメートル 0.054	
乐	坦	四赤人刀詠	同字丁208番10まで		新	25 .6 ~ 40 .9	0 .054	

## ○愛媛県告示第795号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県道	西条久万線	西条市西之川字都 同字丁208番10ま		番10から					平成28年 6 月28日

## ○愛媛県告示第796号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路	の種類	路線名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県	道	大島環状線	今治市吉海町名駒346番地先から		旧	メートル 5.8~ 8.7	キロメートル 0.048	
- 宗 -	坦	八局圾仈鮴	同町名駒340番地先まで		新	7 2~20 2	0 .048	

### ○愛媛県告示第797号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 松山市東長戸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出が あった。

平成28年6月28日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

## 退任

役員の種類	氏	名	住	所
監事	浅岡	環	松山市東長戸一丁目 2番17号	

#### ○愛媛県告示第798号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。 平成28年 6 月28日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	
28中局建(開)第14号	伊予郡松前町大字大溝字叶田163番 4	伊予郡松前町大字大溝192番地 1	
平成28年 6 月16日		加藤 政 之   	

#### 公 告

#### 〇公 告

#### 職業訓練指導員試験の実施について

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成28年6月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 試験を実施する職種
- (1) 学科試験(関連学科及び指導方法)を実施する職種 機械科、和裁科、木工科及び配管科
- (2) 学科試験(指導方法)を実施する職種 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第11に掲げる全職種((1)に掲げる職種を除く。)
- 2 試験の実施期日

平成28年9月10日(土)

3 試験の実施場所

松山市久米窪田町337番地1

テクノプラザ愛媛

4 受験申請書の提出期間

平成28年7月13日(水)から7月22日(金)までとする。 ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 受験申請書の提出先

松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県経済労働部産業雇用局労政雇用課

6 合格発表

平成28年10月上旬に愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、合格し

た者に通知する。

## 7 その他

(1) 受験手続の詳細を記載した受験案内及び受験申請書は、労政雇用課において交付する。

なお、郵送を希望する者は、宛先を明記し、120円分の郵便 切手を貼った返信用封筒を同封の上、労政雇用課へ申し込むこ と。

(2) この試験についての問合せは、労政雇用課職業能力開発グループ(電話(089)912-2504)にすること。

#### 〇公 告

#### 生産事業者講習会の開催について

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第11条第1項の規定に基づき、 生産事業者講習会を次のとおり行う。

平成28年 6 月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 開催の日時

平成28年9月6日(火) 9時

2 開催の場所

上浮穴郡久万高原町菅生

愛媛県農林水産研究所 林業研究センター 展示研修施設 研 修室

3 受講申込期限

平成28年9月1日(木)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものは、受け付ける。

4 受講申込書の請求先及び提出先

住所を所管する地方局森林林業課、支局森林林業課若しくは農 林水産部森林局森林整備課

## 雑 報

#### 〇公 告

#### 環境影響評価方法書について

愛媛県環境影響評価条例(平成11年愛媛県条例第1号)第5条第 1項の規定により、次の対象事業に係る環境影響評価方法書を作成 したので、同条例第7条の規定により、次のとおり公告する。

なお、この環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から の意見を書面により提出することができる。

平成28年6月28日

株式会社松山バーク 代表取締役 大 野 剛 嗣

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (1) 事業者の名称 株式会社松山バーク
- (2) 代表者の氏名 代表取締役 大野 剛嗣
- (3) 主たる事務所の所在地 松山市西垣生町2892番地
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- (1) 名称 株式会社松山バーク廃棄物焼却施設整備事業
- (2) 種類 産業廃棄物焼却施設の設置の事業 ごみ焼却施設の設置の事業
- (3) 規模 1日当たりの処理能力120トン1基
- 3 対象事業が実施されるべき区域 愛媛県松山市西垣生町2892番地(株式会社松山バーク内)
- 4 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域 の範囲

愛媛県松山市及び伊予郡松前町

- 5 環境影響評価方法書の縦覧の場所、期間及び時間
- (1) 縦覧場所 愛媛県庁、松山市役所、松山市役所垣生支所、松 前町役場、株式会社松山バーク
- (2) 縦覧期間 平成28年6月28日から平成28年7月27日まで (土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定す る休日及び閉庁日は除く。)
- (3) 縦覧時間 9時から17時まで
- 6 環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先並 びに意見書に記載すべき事項
- (1) 提出期限 平成28年8月12日
- (2) 提出先

〒791 - 8044 愛媛県松山市西垣生町2892番地 株式会社松山バーク

- (3) 意見書に記載すべき事項
  - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - イ 意見書の提出の対象である環境影響評価方法書に記載され た対象事業の名称
  - ウ 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意 見(日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)

平成28年 6 月28日 発行 534